平成２９年（フ）第１３５号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番９－501号
新鶴団地
債務者　森下　直樹
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５３号
埼玉県所沢市大字山口1286番地の11
債務者　中井結美香
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３号
静岡県掛川市緑ケ丘２丁目22番地の８　ガーデン緑ケ丘　303号室
債務者　髙木　里美
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４６４号
名古屋市西区則武新町３丁目１番82号　フィレンツェ名駅306号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号（笹島寮）
債務者　坂上　　浩
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷中15番地１　エルディム今伊勢105号
債務者　大久保信一郎
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４１号
兵庫県篠山市吹上70番地２　篠山吹上鉄筋住宅１号棟409号
債務者　辻崎　信幸
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第１３５号
鹿児島県鹿児島市上福元町5655番地１　ガーデンプラザＦ棟202号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市下福元町8711番地16
債務者　海野　照美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
栃木県鹿沼市戸張町2291番地６
債務者　井上　智子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３６号
栃木県真岡市並木町２丁目９番地８　コーポプラント２Ａ
債務者　須藤　　実
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３７号
栃木県真岡市並木町２丁目９番地８　コーポプラント２Ａ
債務者　須藤　美紀
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８５号
愛知県岡崎市大西１丁目12番地16　ハイツ大西　203、前住所愛知県岡崎市江口１丁目３番地15　リンピア江口　202
債務者　工藤　　忍
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後４時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
栃木県那須塩原市黒磯６番地82　ローズガーデンハウス黒磯213号、前住所栃木県那須塩原市黒磯６番地82　ローズガーデンハウス黒磯108号
債務者　山田　　博
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３５号
岡山市東区西大寺川口209番地
債務者　藤原　孝始
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１号
長崎県雲仙市国見町多比良丁2266番地１
債務者　山本　明光
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
栃木県小山市西城南１丁目４番地10　ハイツＳＫ301号、前住所栃木県小山市天神町２丁目７番７号　ＳＳＫグリーンパーク小山Ⅲ805号
債務者　栗田　裕美
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係